

療養費支給事例集（素案）

	療養費種別	タイトル	事例	対応	対応を行った根拠等
1	柔整	実施術日数と相違する請求日数	○多部位の負傷かつ3か月以上長期にわたり継続して月15日以上の頻度で施術しているものを対象に実態調査を行ったところ、こちらの請求日数と施術実日数が異なると回答した被保険者がいた。	○被保険者と施術所に確認を行い、施術所が保険適用内で施術するために調整をしていたことが発覚、返戻した。	○実際に被保険者宅に訪問し、実日数を領収書で確認し、本人からも週に1度しか通っていないことを確認した。施術所に聞き取りを行った際、1日で全身を施術しており保険適用内で1日で施術できる部位数にするため調整を行っていることを確認したため返戻した。
2	あん摩・マッサージ	変形徒手矯正術について(H29.4申請 H29.5支給 H29.9返戻)	○医師の同意のない期間に変形徒手矯正術が行われていた。	○申請書の返戻を行った。	○変形徒手矯正術については、医師の同意書により取り扱うこと。支給可能な期間は、初療又は再同意日から起算して1ヶ月とすること。(療養費支給基準(社会保険研究所出版 平成29年10月版 203～205ページ))
3	治療用装具	医師の指示から装着完了するまでの間に国保資格を喪失した場合の支給について(不明)	○医師の指示書内の補装具の採寸採型が行われた日は国保だった被保険者が、装着確認日までの間に75歳になり国保資格を喪失した。	○治療用装具の支給についての療養は、採寸採型から装着まで一体の行為として解すべきであり、療養が行われた日とは採寸採型が行われた日となることから、国保の給付対象となり支給した。	○国民健康保険質疑応答集 1,154P
4	移送費	移送費の支給について(支給せず)	○現在、弟が精神病院に入院している。そこでの診察で、骨折と動脈瘤が見つかり手術が必要だが、設備が整っていないため、10日後くらいに転院する予定である。その時のタクシー代(介護タクシー)はどのようになりますかとの問合せ。	○内容を確認したところ、緊急での転院は必要ないが、転院の際の足がなく、介護タクシーの値段を聞いたらかなり高かったので相談したとのことだった。移送費の支給要件の①移送の目的である療養が保険診療として適切であること②患者が療養の原因である病気・けがにより移動が困難であることについては該当するが、③緊急その他やむを得ないことという条件には該当しないため、移送費の支給の対象とならない旨説明した。	○療養費の支給基準(社会保険研究所 平成29年10月版 274P) 通知 健康保険の移送費の支給の取扱いについて(平成六年九月九日)(保険発第一一九号・庁保発第九号)

柔整

タイトル

実施術日数と相違する請求日数

事例

○多部位の負傷かつ3か月以上長期にわたり継続して月15日以上の頻度で施術しているものを対象に実態調査を行ったところ、こちらの請求日数と施術実日数が異なると回答した被保険者がいた。

対応

○被保険者と施術所に確認を行い、施術所が保険適用内で施術するために調整をしていたことが発覚、返戻した。

対応を行った根拠等

○実際に被保険者宅に訪問し、実日数を領収書で確認し、本人からも週に1度しか通っていないことを確認した。施術所に聞き取りを行った際、1日で全身を施術しており保険適用内で1日で施術できる部位数にするため調整を行っていることを確認したため返戻した。

あん摩・マッサージ

タイトル

変形徒手矯正術について(H29.4申請 H29.5支給 H29.9返戻)

事例

○医師の同意のない期間に変形徒手矯正術が行われていた。

対応

○申請書の返戻を行った。

対応を行った根拠等

○変形徒手矯正術については、医師の同意書により取り扱うこと。支給可能な期間は、初療又は再同意日から起算して1ヶ月とすること。(療養費支給基準(社会保険研究所出版 平成29年10月版 203～205ページ))

治療用装具

タイトル

医師の指示から装着完了するまでの間に国保資格を喪失した場合の支給について(不明)

事例

○医師の指示書内の補装具の採寸採型が行われた日は国保だった被保険者が、装着確認日までの間に75歳になり国保資格を喪失した。

対応

○治療用装具の支給についての療養は、採寸採型から装着まで一体の行為として解すべきであり、療養が行われた日とは採寸採型が行われた日となることから、国保の給付対象となり支給した。

対応を行った根拠等

○国民健康保険質疑応答集 1,154P

移送費

タイトル

移送費の支給について(支給せず)

事例

○現在、弟が精神病院に入院している。そこでの診察で、骨折と動脈瘤が見つかり手術が必要だが、設備が整っていないため、10日後くらいに転院する予定である。その時のタクシー代(介護タクシー)はどうなりますかとの問合せ。

対応

○内容を確認したところ、緊急での転院は必要ないが、転院の際の足がなく、介護タクシーの値段を聞いたらかなり高かったので相談したとのことだった。移送費の支給要件の①移送の目的である療養が保険診療として適切であること②患者が療養の原因である病気・けがにより移動が困難であることについては該当するが、③緊急その他やむを得ないことという条件には該当しないため、移送費の支給の対象とならない旨説明した。

対応を行った根拠等

○療養費の支給基準(社会保険研究所 平成29年10月版 274P)
通知 健康保険の移送費の支給の取扱いについて(平成六年九月九日)(保険発第一一九号・庁保険発第九号)